

# 一般社団法人 福井県子ども会育成連合会 選考委員会規程

## (設置)

### 第 1 条

一般社団法人 福井県子ども会育成連合会（以下「本会」という。）の表彰規程第5条に基づき、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (目的)

### 第 2 条

委員会は、本会の「表彰規程」に基づく顕彰の対象になるものの選考を行う。

- 2 委員会は、福井県教育委員会表彰【青少年地域活動奨励賞】の選考を行う。

## (推薦)

### 第 3 条

委員会は、「東海北陸地区子ども会連絡協議会表彰」、「全国子ども会連合会表彰」の候補者を推薦する。

- 2 委員会は、県並びに県教育委員会の表彰や青少年育成福井県民会議表彰などの候補者を推薦する。

## (構成)

### 第 4 条

委員会は、本会の役員である正副会長、専務理事（事務局長）をもって構成する。

## (委員長)

### 第 5 条

委員会の委員長は、会長がこれにあたる。

## (招集)

### 第 6 条

委員会は、必要に応じて随時、委員長が招集する。

## (委員の秘密保持)

### 第 7 条

委員は、審議の経過及び結果については、秘密を守らなければならない。

## (改廃)

### 第 8 条

この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

## (その他)

### 第 9 条

本規程に定めのない事項については、その都度、理事会の協議により決定する。

附則 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

(平成27年3月21日 理事会決議)